

## 1 総論・定義

弁護士 三角 真理子

### Q1-1 個人情報取扱事業者

当社は製造業を目的としている中小企業です。個人情報の取り扱いについて、何か対策を講じる必要はあるのでしょうか。

#### A1-1

個人情報データベース等を事業の用に供しているのであれば、業種・規模等を問わず、個人情報保護法が定める対策を取る必要があります。

法の施行(平成29年5月30日)前においては、5000人分以下の個人情報しか取り扱っていない者は、個人情報取扱事業者から除外されていましたが、施行後はこれらの者も個人情報取扱事業者に該当することとなりました。

#### 解説

法は、「個人情報取扱事業者」に対して各種義務を課している。「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。

「事業」とは、単に一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいう。そのため、私生活で個人情報をデータベース化して利用していたとしても、「事業」にはあたらず、法の定める義務を負わない。

また、「事業」は営利・非営利の別は問わない。したがって、NPO法人や自治会などの、非営利の活動を行っている団体であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は、個人情報取扱事業者に該当する。

なお、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人は個人情報取扱事業者から除外される(法2条5項但書)。

### Q1-2 個人情報

自社の従業員の携帯電話番号や、運転免許証番号などは個人情報に該当しますか。

#### A1-2

従業員に関する情報であっても、法2条1項の定義

に該当すれば、個人情報に該当します。携帯電話番号については、氏名等の他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる場合には、個人情報に該当します。運転免許証番号は、法2条2項2号の定める個人識別符号に該当する個人情報です。

#### 解説

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。特定の個人を識別できる情報には、①氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの(法2条1項1号)と、②個人識別符号が含まれるもの(法2条1項2号)がある。

電話番号などの、単体では特定の個人を識別することができない情報も、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」(法2条1項1号第2括弧書)場合には、上記①の個人情報に該当する。

上記②の個人識別符号が含まれるものには、まず、「特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの」(法2条2項1号)がある。具体的には、DNAを構成する塩基の配列、顔の骨格、指紋などの身体の特徴の一部をコンピュータ処理できるようにデジタルデータ化したものがこれにあたる。次に、「個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの」(法2条2項2号)がある。具体的には、パスポート、運転免許証、国民健康保険法上の被保険者証などの、サービスの利用に関して利用者ごとに異なるものとなるように割り当てられた符号、商品の購入に関して購入者ごとに割り当てられた符号及びカードや書類に当該カード等の発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載または記録された符号がこれにあたる。

### Q1-3 個人情報、個人データ、保有個人データ

個人情報、個人データ、保有個人データは、それぞれどのように異なるのですか。

A1-3

たとえば、イベントの参加者に氏名等の情報を紙に書いてもらい、回収した紙を段ボールに入れて保管している場合、当該氏名等の情報は「個人情報」にあたります。この紙に記載された情報について、情報処理の外部委託をして、受託者がイベントの参加者の情報を業務用パソコンのエクセル等に入力したり、紙を五十音順に並べて索引等をつけたりすることにより、当該情報が検索可能な状態にされれば、受託者にとっては「個人データ」にあたることとなります。イベントを開催した会社が自ら上記の作業を行った場合、当該データは「保有個人データ」となります。

解説

個人情報と個人データの区別は、当該個人情報がデータベース化されているか否かによる。データベース化されていない書面・写真・音声等に記録されているものであれば、個人情報にあたる。個人情報のうち、個人情報データベース等を構成し、検索可能な状態になっているものは、個人データにあたる。保有個人データとは、個人データのうち、個人情報データベース等を事業の用に供している民間事業者が、開示、訂正、削除の権限を有しているものをいう。

「個人情報データベース等」にあたるといえるには、まず、①個人情報を含む情報の集合体であることが必要である。次に、②特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又はそれ以外のものであって特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものであることが必要である。

なお、現行法では、6ヶ月以内に消去することとなる個人データは保有個人データに含まれないとされていたが(法2条7項、法施行令5条)、令和2年改正法においては、このような個人データも保有個人データに含まれることとなった(令和2年改正法2条7項)。

Q1-4 匿名加工情報、仮名加工情報、個人関連情報

令和2年改正において、新たに仮名加工情報制度が作られたと聞いたのですが、匿名加工情報とどのような点が異なるのでしょうか。その他、データの利活用に関する改正点があれば教えてください。

A1-4

匿名加工情報は、個人情報に含まれないため、個人情報に関する義務規定(法15条～35条)が適用され

ず、本人の同意なく第三者提供をすることが可能です。他方、仮名加工情報は、個人情報にあたりうるため、本人の同意なく第三者提供をすることはできません。データの利活用に関する改正点としては、個人関連情報に関する規定が新設されたことが挙げられます。  
解説

匿名加工情報とは、個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう(法2条9項、令和2年改正法2条11項)。匿名加工情報の具体的な利用方法としては、小売事業者が収集したポイントカード等の「利用者が、いつ、どの店舗で、何をいくつ購入したか」というID-POS データについて、匿名加工を行った上で、商品の仕入れ元のメーカーや卸業者に販売するというものが考えられる<sup>1</sup>。

仮名加工情報とは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した情報をいう(令和2年改正法2条9項)。仮名加工情報は、他の情報と照合すれば特定の個人を識別することができるという点で、匿名加工情報と異なる。

データの利活用の在り方に関しては、仮名加工情報の他に、個人関連情報の第三者提供の制限等に関する規定が設けられた(令和2年改正法26条の2)。個人関連情報とは、「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」とされている(令和2年改正法26条の2第1項柱書)。上記規定により、提供元では個人データに該当しない情報であっても、第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが予想される場合には、個人データの第三者提供に準じる規制が課される。

1 株式会社三菱総合研究所「匿名加工情報・個人情報の適正な利活用の在り方に関する動向調査(事例集)」(平30)  
<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/tokumeikakoujireisyu.pdf>